

異議申立て処理規程

1. 適 用

本規程は、環境サイトアセッサの講習及び評価登録に関する異議申立ての処理について規定する。

2. 異議申立て処理

- 1) 環境サイトアセッサ評価登録室（以下「評価登録室」という）は、必要に応じ試験委員会、評価チーム、判定委員会と連携し、速やかにその処理に当たる。
- 2) 評価登録室は、異議を申し立てる者（以下、「申立人」という）が上記 1) の評価登録室の処理結果に同意しない場合、判定委員会委員長に異議申立て処理のためのパネル（以下、「処理パネル」という）の設置を要請する場合がある。処理パネルが設置された場合、当該パネルの審理期間、当該申立人の評価登録業務は停止される。
- 3) 処理パネルは、主査 1 名を含む 3 名の委員によって構成され、主査は判定委員会委員長（以下、「委員長」又は「主査」という）、委員は委員長の指名による。
- 4) 処理パネルの主査は、申立人及び主査が必要と認める関係者に処理パネル会議に出席を求めることができる。
- 5) 評価登録室は、処理パネルが設置され審理が行われた場合は、その結論に基づき、申立人に異議申立ての受諾又は却下を文書（F A X および電子メールを含む）で通知すると共に適正な処置を取るものとする。

以 上